



会員管理規約

2024 年 11 月 29 日 第 5 回理事会承認

一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第 2 条および第 3 条に定める会員の取り扱いに関して以下のとおり定める。

第 1 章

（会員資格）

第 1 条 本会定款第 5 条の定めによる。

（入会および入会年月日）

第 2 条 定款第 6 条の定めによる。入会年月日は、「入会申込書」および「入会金、年度会費」が学会事務局で確認された年月日とする。年度前に申し出のあった「次年度より入会」の場合、次年度の 4 月 1 日を入会年月日とする。ただし、入会および入会年月日の正式承認は理事会で得る。

（入会時の紹介者）

第 3 条 定款細則第 2 条の定めによる。ただし、以下の場合は総務理事が紹介者となることができる。

- ① 学生会員もしくは教育会員から正会員へ、または、正会員もしくは学生会員から教育会員への資格変更の場合
- ② 年会・大会の登壇者、連名者
- ③ その他理事会が認めた場合（入会申込書に入会理由書を添付すること）

（学生会員の資格認定）

第 4 条 学生会員の資格を取得するためには、在学証明またはそれに代わるもの（学生証の写しなど）を必要とする。会員資格は理事会で承認する。

（退会）

第 5 条 会員が退会する場合、本会ホームページ内の退会申請ページにて届け出るものとする。期の途中における退会で未納会費があるとき退会にあたっては、所定の清算金を納付しなければならない。書面として、郵便、電子メールを用いてもよい。年度途中の退会年月日は、申し出のあった退会希望日を退会年月日とする。年度前に申し出のあった「次年度より退会」の場合、次年度の 4 月 1 日を退会年月日とする。

（除名）

第6条 定款第9条の定めによる。

(学生会員の卒業後の取扱い)

第7条 卒業予定の学生会員に対しては、本会から、正会員あるいは教育会員への移籍、学生会員の延長あるいは退会の意向を照会する。この照会に対して回答がなかった会員は、卒業後は正会員に移籍するものとする。

(入会申込締切日)

第8条 正会員・学生会員・教育会員の入会申込受付締切日は、毎月20日とする。

(学会誌の配布)

第9条 会員には原則として、電子版の学会誌が配布される。配布の方法は、本会 Web サイトでの閲覧およびダウンロードとする。なお、冊子版の配布を希望する会員には、郵送にて学会誌を配布する。ただし、会員資格の発行前および会員資格の停止の期間をさかのぼって配布しない。

第2章 休会、復会、再入会

(休会)

第10条 海外勤務および病気・産休・育休の場合、申し出により「休会」することができる。休会にあたって会員は、休会届を提出する。休会届には、会員番号、会員氏名、休会理由、休会期間、休会中の連絡先を記載する。休会の承認は、理事会で得る。

(復会および再入会)

第11条 休会からの復会にあたって会員は、学会事務局に連絡するものとする。退会者または会費未納による会員資格喪失者は、空白年分の会費を納付すれば旧会員番号で復会することができる。退会者または会費未納による会員資格喪失者は、再入会することができる。ただし、会費未納による会員資格喪失者の再入会にあたっては、滞納年度の会費を納付する必要がある。復会について学会事務局は、理事会に報告する。再入会については、理事会の承認を得る。

第3章 会員の管理

(会員情報の管理)

第12条 会員情報（購読誌、部会、連絡会、住所等）に変更が生じた場合会員は、必ず、会員情報変更ページまたは書面（郵送、電子メールなど）に、会員番号、会員氏名を明記して本会へ速やかに届け出なければならない。毎月20日に締め切り、翌当月1日発行号分の発送情報等を変更する。

(休会会員の管理)

第 13 条 休会会員に対し学会事務局は、毎年度休会を文書で確認する。休会期間終了後に復会の連絡がない会員に対し学会事務局は、復会を督促する。期間終了後 6 か月間連絡がない場合は「退会」とみなす。

第 4 章 会費等

(入会金)

第 14 条 定款第 7 条および定款細則第 4 条の定めによる。

(入会金の免除)

第 15 条 学生会員あるいは教育会員 から正会員に移籍の場合は、入会金を必要としない。

(会費)

第 16 条 定款細則第 4 条の定めによる。正会員・学生会員・教育会員 に入会する者は、当該年度の 1 年分相当額の会費を納入しなければならない。ただし、期の途中（入会希望月 10 月以降）で入会する正会員・学生会員・教育会員 の会費は半額とする。期の途中で退会する者で未納会費がある場合は、退会清算金を支払わなければならない。退会清算金は、以下のように算定する。退会清算金＝既送分の会誌定価額（1,500 円＋税）×会誌受取冊数（ただし、学会誌冊子版会員に限る、英文論文誌購読者は、同様に論文誌定価額を加算）

- 2 学生会員から正会員に移籍のときは、初年度正会員会費は半額とする。学生会員から正会員に移籍のときは、期の途中（入会希望月 10 月以降）入会の会費半額は適用されない。
- 3 定款細則第 4 条第 1 項ただし書きの適用を受けようとする者は、当該年度の納入期限までに申請するものとし、年齢の確認ののち、ただし書きを適用する。収入については本人の申し出による。

(会費の免除)

第 17 条 定款細則第 4 条第 5 項および 7 項に基づき会費の変更もしくは免除を受けようとするものは、当該年度の納入期限までに申請するものとする。

(会費の差額徴収)

第 18 条 会員資格変更のために既納会費に不足が生じた者は、差額を支払う。区分変更（休会→復会）のために、差額が生じた場合は、状況に応じ精算する。

(会費の滞納に伴う措置)

第 19 条 会費を 3 か月以上滞納したときは、学会誌冊子版会員については学会誌の発送を停止する。その後、会費の納入が毎月 20 日までに本会で確認された会員については、納入翌当月 1 日発行号 から学会誌を発送する。なお、発送停止期間中の学会誌は送らない。ここで学会誌とは、英文論文誌を含む。

(会誌の海外発送)

第 20 条 国外に在住する学会誌冊子版会員からは、会費の他に、年間海外送料(航空便 4,000 円、船便 2,000 円)を徴収する。

(海外からの入金)

第 21 条 外国からの会費の送金に関しては、小切手またはクレジットカードによる円建てとし、日本国内の換金手数料はとらない。

(論文誌購読料および発送)

第 22 条 正会員・学生会員・教育会員の年間論文誌購読料は、次のとおりとし、当該年度の 1 年分相当額を納入しなければならない。ただし、期の途中(送本開始月 10 月以降)で新規申込する会員については購読料を半額とする。購読申込締切日は、毎月 20 日とし、当月以降の直近の号より配布を開始する。

英文論文誌(隔月刊誌) 8,000 円+税

(部会費)

第 23 条 部会の年度会費は、次のとおりとする。期の途中で入会する者に対し、部会費の割引計算はおこなわない。

正会員 1 部会 1,000 円、2 部会目から 1 部会追加ごとに 500 円

学生会員 無料

教育会員 無料

(連絡会費)

第 24 条 連絡会の年度会費は、次のとおりとする。期の途中で入会する者に対し、連絡会費の割引計算はおこなわない。ただし、学生連絡会、若手連絡会については、活動と性質を考慮し、会費の徴収はおこなわない。

正会員 1,500 円

学生会員 無料

教育会員 無料

第 5 章 その他

(改定)

第 25 条 本規約の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定する。

附則

- 1 平成 14 年 6 月 25 日 第 444 回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴

- ① 平成 15 年 12 月 5 日 第 458 回理事会承認
- ② 平成 20 年 6 月 19 日 第 495 回理事会承認
- ③ 平成 23 年 2 月 1 日 第 514 回理事会承認
- ④ 平成 23 年 6 月 17 日 第 517 回理事会承認
- ⑤ 平成 23 年 7 月 25 日 第 3 回理事会承認
- ⑥ 平成 24 年 3 月 16 日 第 7 回理事会承認
- ⑦ 平成 25 年 1 月 25 日 第 14 回理事会承認
- ⑧ 平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会承認
- ⑨ 平成 26 年 5 月 28 日 第 7 回理事会承認
- ⑩ 内規を規約に変更 平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認
- ⑪ 平成 29 年 11 月 28 日 第 5 回理事会承認
- ⑫ 平成 30 年 8 月 21 日 理事会メール審議承認
- ⑬ 2018 年 10 月 29 日 第 4 回理事会承認
- ⑭ 2019 年 9 月 20 日 第 2 回総務財務委員会起案、2019 年 9 月 30 日 第 3 回理事会承認
- ⑮ 2020 年 11 月 19 日 第 4 回総務財務委員会起案、2020 年 11 月 30 日 第 5 回理事会承認
- ⑯ 2021 年 4 月 14 日 第 9 回総務財務委員会起案、2021 年 5 月 27 日 第 8 回理事会承認
- ⑰ 2024 年 11 月 22 日 第 4 回総務財務委員会起案、2024 年 11 月 29 日 第 5 回理事会承認

附則

- 1 平成 26 年 1 月 30 日改定の内規は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 26 年 5 月 28 日改定の内規は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成 28 年 5 月 24 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成 29 年 11 月 28 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。ただし、会費減免の申請にかかる改定は、平成 30 年度分の会費から適用する。
- 5 平成 30 年 8 月 21 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 6 2018 年 10 月 29 日改定の規約は、2018 年 6 月 15 日に遡って適用する。理事会承認の日から施行する。
- 7 2019 年 9 月 30 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 8 2020 年 11 月 30 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 9 2021 年 5 月 27 日改定の規約は、2021 年 10 月 1 日から施行する。
- 10 2024 年 11 月 29 日改定の規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。